

豊中市子育て・子育て応援アプリ作成業務委託仕様書

1. 委託業務名

豊中市子育て・子育て応援アプリ作成業務委託

2. 業務の目的

豊中市では、平成 25 年 4 月に、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、子ども健やか育み条例を制定し、同条例及び子ども・子育て支援法に基づき、令和 2 年 2 月に、第 2 期 豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定した。

同計画第 5 章「施策の展開」の施策の柱 2「子育て支援」の「2-2 子育てに必要な情報提供等」では、『子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって必要な情報が異なる。それぞれの状況に応じて、保護者が必要な情報を確実に入手できるよう、妊娠期から子育て期にわたる子育て関連情報を集約し、一元的に発信する。』としている。

この取組みの一環として子育てに関する情報発信をより身近に、わかりやすく提供するため、子ども・子育て応援に特化したアプリ（以下、「アプリ」という。）を提供し、子育て中の家庭がより簡単、手軽に情報を取得できる環境を整備する。

3. 委託期間

契約締結日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで（運用保守業務を含む）

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を要求されたときは、速やかに（概ね 2 営業日以内）報告すること。

5. 導入要件

（1）アプリの対応 OS

iOS、Android の最新 OS を含むスマートフォン・タブレットでの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続する OS バージョンの範囲は、別途協議のうえ、見直しを行うものとする。

（2）運用・保守の効率化

アプリの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを導入する。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り委託者で行える、適切なシステムを導入するものとする。

（3）サービス提供方式

データセンター等でアプリケーション・サービスを提供することとし、委託者のセキュリテ

い要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。またパソコン等からも情報が見られるように対応することとする。

データセンター等の要件は「6（5）情報セキュリティ要件・データセンター要件」を参照。

（4）機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を委託者に提出し、承認を得ることとする。

（5）テスト要件

受託者は、アプリの本番導入までにテストを行い、委託者の承諾を得るものとする。

受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提出するものとする。詳細は協議による。

また、テスト環境は受託者が用意することとし、委託者が適宜テスト環境を確認できる等、協議のうえ進めること。

（6）アプリの登録

受託者は、開発したアプリを、iOS は App Store、Android OS は Google Play から入手できるように、アカウント、ライセンス取得等の手続き、または手続きの支援を行うこと。

また、アプリは QR コード等からもダウンロードすることができること。

（7）研修

受託者は、委託者が用意する施設にて管理ツール操作者（市職員等）を対象に、本システムの運用及び操作についての研修を実施するものとする。クライアント PC 及びネットワーク環境、電源等は委託者で用意する。

6. 委託業務内容

アプリの作成にあたっては、当該業務実施における委託者の趣旨・目的を理解したうえで、デザイン性に優れ、利用者が必要な情報を容易に、確実に取得できることを前提とする。それとともに、以下に定める事項について実施すること。

なお、アプリの開設は8月1日を目途とする。

（1）アプリの導入

App Store、Google Play に登録・公開するアプリとして、運用に必要となるハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業一切を含む。

（2）アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能な段階となった後、委託者の判断により公開時期を決定する予定である。WWW サーバ・管理ツールサーバ等、アプリの公開に必要なサーバはデータセンターに置き、24 時間、常時安定稼働するものとし、これに必要な運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

（3）以下の情報及び機能の搭載（必要な情報の抽出やとりまとめ含む）

項目		仕様	仕様区分
【1】 アプリ 機能要件	【1】アプリ 構成・ デザイン	基本機能を利用しやすいように分類して、わかりやすく配置されていること	必須
		利用者にサービスの更新情報や市のサービスであることがわかりやすく伝わる工夫があること	付加価値
【2】 情報管理 機能	【2-1】 成長記録 機能	子どもの成長を記録できること ・子どもの身長・体重データを記録でき、自動でグラフを作成すること ・複数の子どもの成長記録に対応していること	必須
		・厚生労働省が定める母子健康手帳の項目に対応していること ・記録機能だけではなく、記録した情報をもとに個々にあったサービスがあること	付加価値
	【2-2】 予防接種の スケジュール 管理	予防接種を接種した日付、接種予定日について記録できること（法令改正等は、速やかに対応）	必須
		予防接種実績から法令等で定められた接種間隔を守るスケジュールが提案され、実用的な予防接種スケジュールを提案する工夫があること	付加価値
	【2-3】 その他 利用を促す 工夫	・妊娠期や子育て期のスケジュールを管理できること ・子育て知識を取得するためのコンテンツ配信や利用者が日々楽しみながらサービスを利用できる工夫がされていること	付加価値
【3】 情報配信 機能	【3-1】 市からの 情報配信 ・ 子育て イベント情 報	市から配信された情報を閲覧できること	必須
		子どもの事故や急病の際の相談窓口の情報を掲載できること	必須
		開催している子育てイベント情報を閲覧できること ・子育てイベントの検索ができること ・子育てイベントの詳細が閲覧できること	必須
		利用者が情報を必要とするタイミングで配信するための工夫やイベント参加を促す工夫などがされていること	付加価値
	【3-2】 子育て 支援施設 情報	市の指定する子育て支援施設を閲覧できること ・子育て支援施設の検索ができること (1) 教育・保育施設及び赤ちゃんの駅（授乳やおむつ交換が可能なスペース、乳幼児の遊び場を提供できる施設）及び子育て応援団（子ども連れの利用者に配慮された施設やサービスを提供する民間事業者）等 (2) 地域による絞込み検索や、利用者の現在地周辺の施設の検索をできるようにする。また、該当施設を複数同時に地図上に表示する	必須

		(3) 各施設のページにおいて、詳細が閲覧できそれぞれの位置を地図上で表示する	
		子育て支援施設の利用を促す工夫がされていること	付加価値
【4】 その他	【4】 基本性能	利用者本人の情報（ニックネームや性別、居住地など）や子どもの情報（ニックネームや生年月日、性別など）を登録できること	必須
		多言語対応していること（日本語・英語など）	必須
		登録された情報をバックアップし、復旧できること	付加価値
		アンケートを実施できること	付加価値
		利用方法が不明な場合はアプリに関する問い合わせができること	付加価値
		複数のログイン方法（メールアドレス、Google ID、Facebook、Apple ID 等）から選択し、アカウントの登録ができること	付加価値
		転入・転出、端末故障時や機種変更時の配慮がされていること	付加価値
		広告を掲載しない	付加価値
【5】 管理ツール機能要件		専門知識を必要としない管理ツールであること ・専用ツールを導入することなく利用できること ・イベント配信等、配信内容によって最適化されたフォーマットがあること ・情報の登録・更新後の画面を公開前に確認できる仕組みであること	必須
		運用の手間を減らす工夫がされていること	付加価値

* アプリ策定までの検討及び調整作業を担当課と協議しながら行う

(4) アプリの運用保守・情報更新

本業務では、アプリを公開することが可能な段階になった後、委託者の判断により公開時期を決定する予定であるため、公開後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

①運用・保守管理

システムの配信後から業務履行期間終了までの間、スマートフォンアプリの運用・保守管理を行い、委託者と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

②システム等の運用・管理

本業務又は本業務に関連する事項について、委託者からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、委託者に積極的な提案を心掛けること。問い合

わせの対応時間は、平日 9 時から 17 時 30 分の間とする。

なお、受託者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

安全かつ適切にウェブ環境を 24 時間・365 日提供すること。(ただし、保守等の予定された停止については、その限りではない。)

システム性能維持のため、データ量、利用者の増加に対して、システムのパフォーマンスが劣化しないように適宜システムの増強等を行うこと。

③スマートフォンアプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じて維持するものとする。

④バックアップ

システム、管理ツールのデータ、アプリの登録データ等のバックアップは、スマートフォンアプリの利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮したうえで、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、委託者の承認を得るものとする。

⑤アプリ・システム等のアップデート

(1) OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS (iOS、Android) 及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS 及びブラウザのバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS 等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を委託者に示し、承認を得たうえで、対応を進めるものとする。

(2) 脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。パッチの適用、設定の修正等により OS・サービス・システムを再起動する場合、やむをえず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、事前に委託者の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すものとする。

①セキュリティ診断への協力・対応

委託者が実施するサーバ、ネットワーク、ウェブアプリケーション等に対するセキュリティ診断に協力・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は対策を講じること。

②運営・管理支援

アプリの運営・管理においては、本システムの利便性・有益性が向上するよう、必

要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。

また、データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、市職員が管理ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、受託者が行うものとする。

(5) 情報セキュリティ要件・データセンター要件

項目	仕様	仕様区分
情報セキュリティ要件	個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること ・ウイルス対策、不正アクセス対策、情報漏えい・改ざん等防止対策、ソフトウェア等の脆弱性対応（バージョンアップ）を行うこと ・稼働状況の監視、システムログ及びアプリケーションログを取得するなど、サーバソフトウェア・システム・DB 等への不正アクセス等の状況を適切に確認すること ・委託者が要請した場合、直ちにログの提示が可能であること ・通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること ・利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴その他個人情報はアプリでは収集しないこと	必須
	個人情報やその他情報資産を適切に管理する体制になっていること	付加価値
データセンター要件	利用者のデータを預けるデータセンターは堅牢な設備を有していること ・24 時間365日の有人監視体制で管理されていること ・火災や地震、停電等への対策がされていること	必須

(6) その他、豊中市が業務を遂行するにあたり指示する事項

市ホームページへリンクする場合等においては、別ウィンドウにて表示するなど、利便性を考えた仕様とすること。

7. 業務実施体制

本業務を実施するにあたり、統括責任者 1 人、担当者 2 人以上を配置すること。

8. 成果品等

6. 委託業務内容に関する成果品等を豊中市こども政策課へ期日迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出期日	備考
1	業務実施計画書	契約後、速やかに	作業項目・作業内容・役割分担等の記載があるもの。工程表、業務体制、連絡網等含む
2	各作業工程の計画・成果書類	随時	
3	業務打合せ簿	随時	

4	システム	令和3年7月31日	アプリが利用できる状態をもって納品とみなす
5	業務完了届	業務完了時	
6	システム操作マニュアル	業務完了時	管理ツール操作者用

9. 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属はすべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識・技術に関する成果品権利については、受託者に留保するものとする。

10. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)及び豊中市個人情報保護条例(平成17年条例19号)を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

11. その他

- (1) 本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 受託者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (3) 本業務の利用にあたり、必要がある場合は相互調整のため、委託者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (5) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (6) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受託者の責任において処理すること。
- (7) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に委託者に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (8) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。
- (9) 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏れいしないこと。配信するデータの取り扱いについても同様であり、アプリでの配信前にデータが第三者に漏れいしないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。
- (10) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (11) 本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を

与えたときは、その損害を賠償するものとする。受託者は、委託者及び委託者から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。